

「滋賀県人権施策推進計画」(平成 28 年 3 月改定) の概要

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、県では、人権施策の総合的な推進を図るために方針として「滋賀県人権施策基本方針」を策定、また、この方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため、「滋賀県人権施策推進計画」を策定している。

このたび、計画の期限を迎えるにあたり、これまでの成果を踏まえるとともに、社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、従来の計画の見直しを行う。

2 計画の性格

- (1) 「滋賀県人権施策基本方針」を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2) 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

3 計画の期間

平成 28 (2016) 年度から平成 37 (2025) 年度まで (10 年間)

4 計画の進行管理

毎年度、人権施策推進審議会に対して人権施策基本方針および本計画に関連する施策の実施状況として、報告し、公表する。

第2章 計画の基本的な考え方

すべての人の人権が尊重される豊かな滋賀を実現するため、次のような社会をめざし、施策の推進を図る。

- ・命を大切にし、安心して暮らせる社会
- ・一人ひとりが輝く社会
- ・多様性を認め合う共生社会
- ・ともに支え合う協働社会



第3章 人権施策の推進

- ・あらゆる分野において人権尊重の視点に立った行政を推進する
- ・人権施策を効果的に実施するため、関係機関が連携し、総合的に推進する

I 基本施策の推進

1 人権意識の高揚－教育・啓発

- (1) 人権教育・啓発の基本的な考え方
 - ・人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
 - ・一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る
 - ・様々な個性や価値観を認め、他者の立場になつて考え方行動できる態度を身につける
 - ・自発的な学習のための環境づくり
- (2) 人権教育
 - ① 家庭教育
 - ② 就学前教育・学校教育
 - ・推進体制の充実
 - ・人権学習の具体的な展開
 - ・より豊かな実践の展開
 - ③ 社会教育
 - ・学習環境づくり
 - ・人権教育の具体化
 - (3) 人権啓発
 - ① 県民に対する人権啓発
 - ・多様な啓発媒体の効果的な活用
 - ・共感を生む教材の作成
 - ・自主的な学習の支援と県民参加の促進
 - ・人権啓発の実施主体との連携
 - ② 事業者に対する人権啓発
 - ・人権が尊重される明るい職場づくりの推進
 - ・公正な採用選考システムの確立
 - ・関係機関等との連携

2 人権侵害に対する救済－相談・支援体制の充実

- ・総合的な相談窓口の設置・運営
- ・専門的な相談窓口の充実
- ・相談機関の連携
- ・相談窓口のPR
- ・相談員等の資質向上と体制強化

第4章 推進体制

1. 庁内における推進体制
2. 人権に関わりの深い職業從事者の人権研修

公務員、学校教育関係者、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防職員、警察職員、マスメディア関係者
3. 国、市町、NPO等との連携

